

包装基準に関する要綱 新旧対照表

	(現行) 包装の適正化の指導に関する要綱	(案) 包装の適正化に関する要綱
趣旨	第1条 この要綱は、京都市消費生活条例第17条の規定に基づく包装基準（昭和59年10月4日京都市告示第166号。以下「包装基準」という。）の実施に際し、包装の適正化を図るため必要な事項を定めるものとする。	同左（ただし、語句修正） 第1条 この要綱は、京都市消費生活条例第17条第1項の規定に基づく包装基準（以下略）
適用範囲	第2条 この要綱は、宝石類、貴金属類並びに極めて高価な美術工芸品及びこれに準ずるものを除くすべての商品の包装に適用する。	削除
詰め合わせ又は抱き合わせをした商品に関する事項	第3条 事業者は、詰め合わせ又は抱き合わせをした商品を販売するときは、 <u>内容品のみの販売を併せて行うものとする。</u>	削除
	2 事業者は、前項の商品を販売するときは、 <u>内容品についてそれぞれの品名、数量及び価格を表示するよう努めるものとする。</u>	第4条 事業者は、詰め合わせ又は抱き合わせをした商品を販売するときは、 <u>内容品を容易に識別できるよう努めるものとする。</u> 2 事業者は、前項の商品を販売するときは、 <u>内容品についてそれぞれの品名、数量を表示するよう努めるものとする。</u>
	3 事業者は、前項の場合において、 <u>内容品が食料品であるときは、当該包装に詰め合わせ年月日を表示するよう努めるものとする。</u>	削除
二次使用目的の包装に関する事項	第4条 事業者は、二次使用を目的とした包装（内容品の保護、内容品の品質の保全等の一次的機能を果たした後に、当該包装の形状、材質等から一定の用途に使用し得ることが容易に認められる包装で、本来の機能として販売されている商品と同程度の品質及び性能を有するものをいう。）をした商品を販売するときは、 <u>内容品のみの販売を併せて行うものとする。</u>	削除 (二次使用目的の包装と二次使用機能について用語の整理) 第3条 包装基準3(1)エの二次使用機能とは、内容品の保護、内容品の品質の保全等の一次的機能を果たした後に、当該包装の形状、材質等から一定の用途に使用し得ることが容易に認められる包装（以下「二次使用目的の包装」という。）において、本来の機能として販売されている商品と同程度の品質及び性能を有することをいう。

	(現行) 包装の適正化の指導に関する要綱	(案) 包装の適正化に関する要綱
二次使用目的の包装に関する事項	2 事業者は、前項の商品を販売するときは、内容品についてそれぞれの品名及び数量を表示するよう努めるものとする。 3 事業者は、第1項の商品を販売するときは、当該包装の価格、材質、用途及び使用上の注意を表示するものとする。 第5条 事業者は、包装商品について責任の所在を明らかにするた め、氏名及び住所（法人の場合は、その名称及び所在地）その他 必要な事項を当該包装に表示するものとする。 第6条 包装基準3(1)ただし書きに規定する場合においては、京 都市消費生活審議会の意見を聞いて商品群ごとに過大包装の個 別基準を別に定める。	2 二次使用目的の包装が包装基準3(1)イに該当する場合にお いて、前項の品質及び性能を有するために必要があると認められ るときは、やむを得ない事情に当たるとする。 同左 3 事業者は、二次使用目的の包装をした商品を販売するときは、内 容品についてそれぞれの品名及び数量を表示するよう努めるものと する。 4 事業者は、前項の商品を販売するときは、当該包装の材質、用 途及び使用上の注意を表示するよう努めるものとする。 同左 第5条 事業者は、（以下、略） 削除 第2条 包装基準3(1)アの空間容積の比率の算出方法は、別表の とおりとする。 第6条 市長は、包装基準3(1)のアからオのいずれかに該当する 包装が、やむを得ない事情があると認められる商品群の包装に当 たらないときは、当該事業者の意見を聴くものとする。ただし、 速やかに指導することが適当であると認められるときはこの限 りでない。 第7条 市長は、包装基準の適合を判定するに当たり、必要がある と認めるときは、京都市消費生活審議会の意見を聴くものとす る。 第8条 この要綱に定めるもののほか、包装の適正化を図るため必 要な事項は、文化市民局市民生活部長が定める。
事業者名等の表示		
過大包装の個別基準		
算出方法		
事業者の意見の聴取		
審議会の意見の聴取		
補則		

注 「詰め合わせ又は抱き合わせをした商品に関する事項」「二次使用目的の包装に関する事項」の掲載順序は、包装基準の掲載順序に合わせ
て入れ替える。